

化学兵器禁止法の施行状況と動向

令和8年3月4日

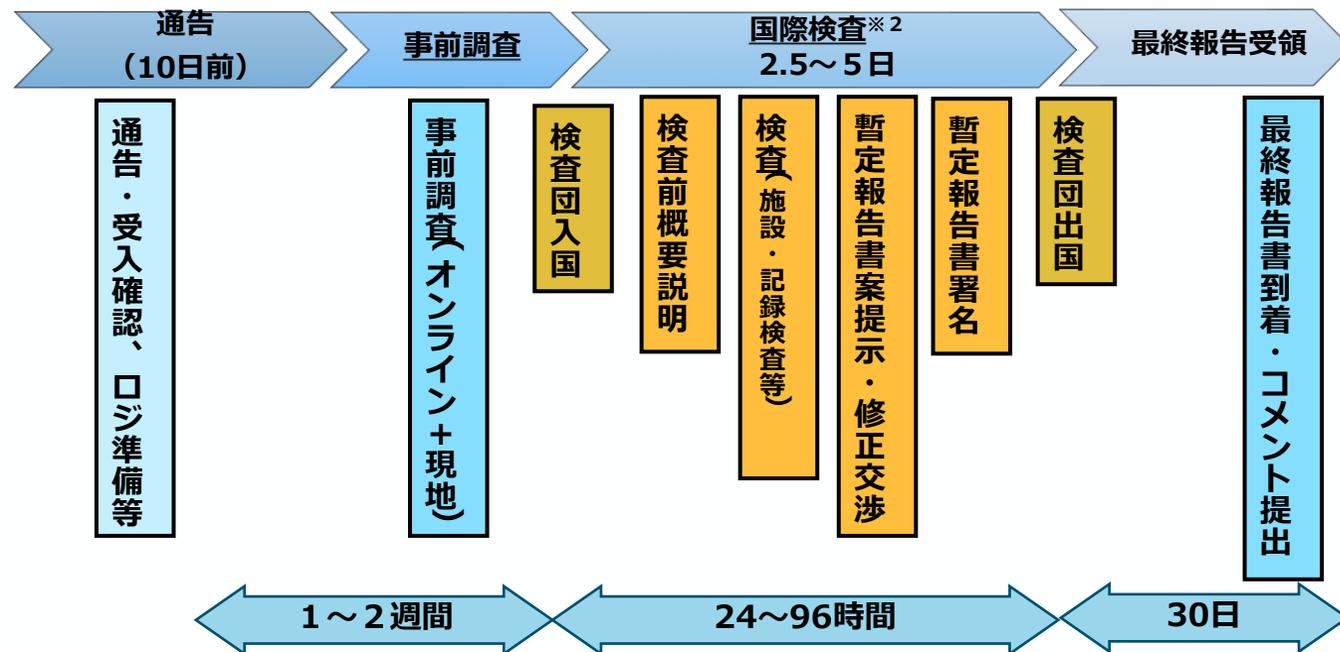
経済産業省産業保安・安全グループ

化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室

国際検査（OPCWからの国際検査の受入）

- 化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局からの通告を受けた後、経産省（本省・経済産業局）及びNITE化学物質管理センター職員が事前調査※1を行い、検査に対して準備。検査団及び事業所双方の権利義務を念頭に、適確かつ円滑に検査が行われるよう立会団としてサポート。
- 条約発効以後28年間で延べ約380検査を問題なく遂行。2025年は合計17検査、うち3施設連続検査4回、6年ぶりに分析付きの国際検査（NITE化学物質管理センターにおいて対抗分析を実施）を受入。

国際検査への対応

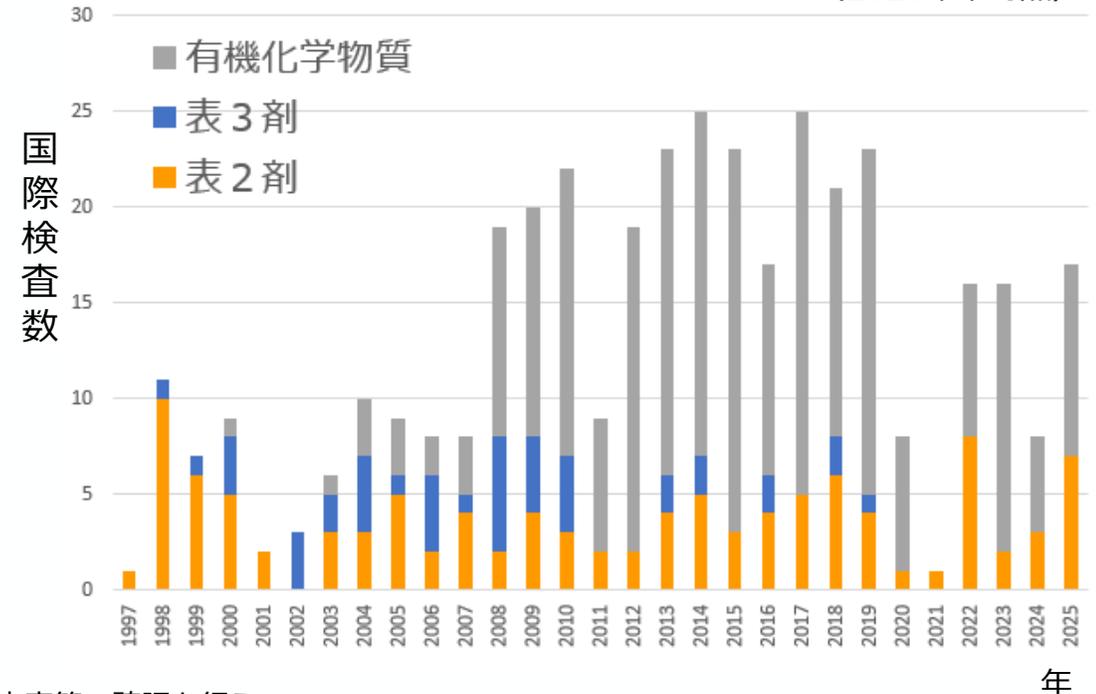


※1 検査対象事業所に出向き、検査当日の説明資料等の準備状況及び供与可能な便宜内容等の確認を行う。

※2 検査期間は、表2剤5日間、表3剤・有機化学物質2.5日間。最近は、2施設連続（1週間～）や3施設連続（～2.5週間）が多い。

国際検査数の推移

(2025年末時点)



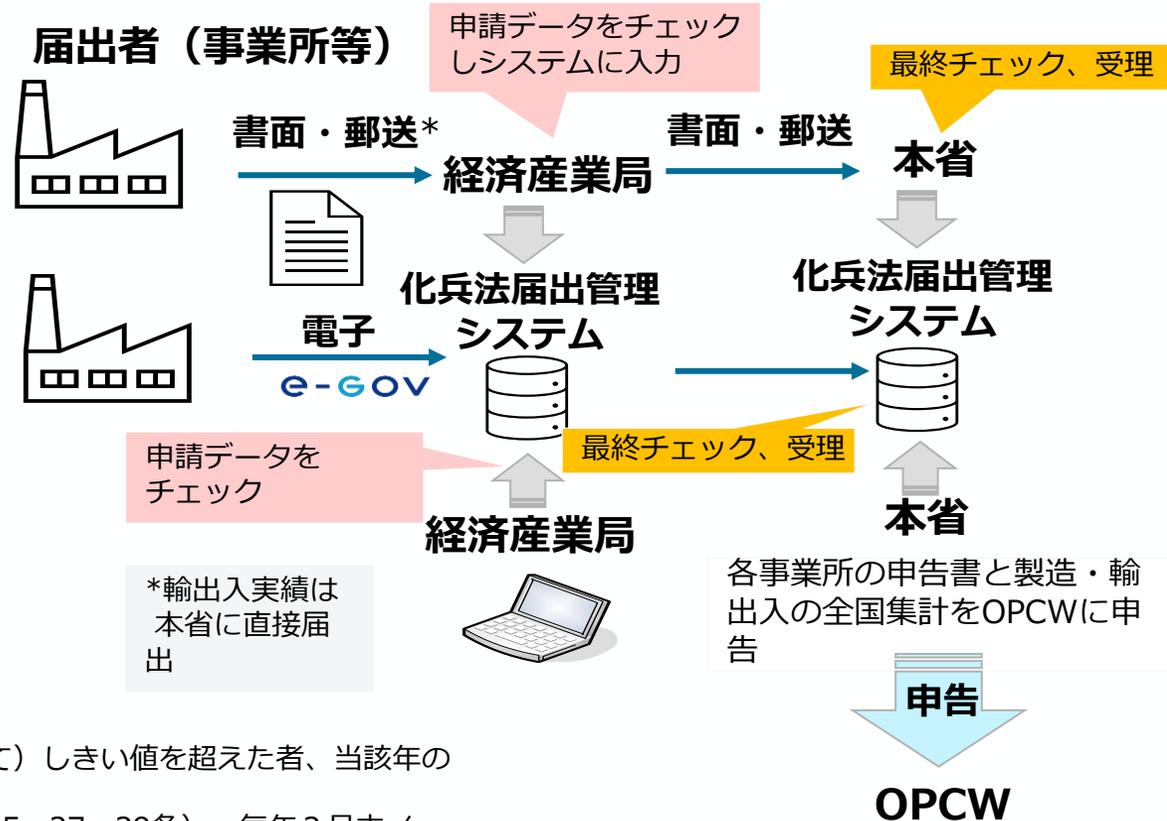
届出・申告（化兵法に基づく届出・OPCWへの申告）

- 化学兵器禁止法（化兵法）に基づく事業者からの届出件数は近年大きな変動なし。
直近の製造・使用（2026年）予定届出※1は74件、製造・使用・輸出入（2024年）実績届出※2は550件。
- 事業所からの届出を集計し、OPCWに申告。

対象物質と必要な届出

対象物質	事業活動	2026年 予定届出 (2025年9月)	2024年 実績届出 (2025年2月)
第一種指定物質 (表2剤)	製造等	○	○
	使用	○	○
	輸出入	—	○
第二種指定物質 (表3剤)	製造	○	○
	使用	—	—
	輸出入	—	○
有機化学物質 (DOC) 特定有機化学物質 (PSF)	製造	—	○

届出・申告フロー図



※1 予定届出：翌年にしきい値超の見込、前3年のいずれかの年において（第2種は前年において）しきい値を超えた者、当該年の予定届出をした者（法第24、27条）。毎年9月末メ。

※2 実績届出：予定届出をした者、輸出入をした者、前年にしきい値を超えて製造した者（法第25、27、29条）。毎年2月末メ。

その他の主な取組

条約関係会合への対応

- 2025年実績：産業クラスター会合（オンライン）4回、アジア国内当局者会合（インド）、国内当局者会合（オランダ）に出席し、産業検証に係る協議・情報収集、移譲不整合が生じている二国間の調整等を実施。

周知・広報

- **事業者向け講演等**
事業者に対し、化学兵器禁止法概要や届出・申告手続と国際検査対応等について説明。
 - ・ 11月：化学物質管理セミナー（化学兵器禁止法概要等）
 - ・ 12月：日化協会員（届出等手続、国際検査対応等）
 - ・ 12月～2026年1月：NITE講座（化学兵器禁止法概要等）
- **経済産業省ホームページの見直し**
届出時期が一目でわかり、申請者が必要な情報に確実にアクセスできるように、化学兵器禁止法届出・申告関係ページを変更。



届出・申告関係 (METI/経済産業省)

国際検査対応における業務効率化の推進

- **情報連携ツールの活用**
Teams、SharePoint等を活用し、経済産業省とNITEの異なる組織間での情報共有や同時編集等を実施。国際検査に際してタイムリーに対応するために試行。
- **初動マニュアル（クイックガイド）の整備**
初期着任者でも、限られた時間内で、必須の対応を円滑に推進できるように、現行マニュアルを踏まえつつ、より簡潔にまとめたクイックガイドを整備中。

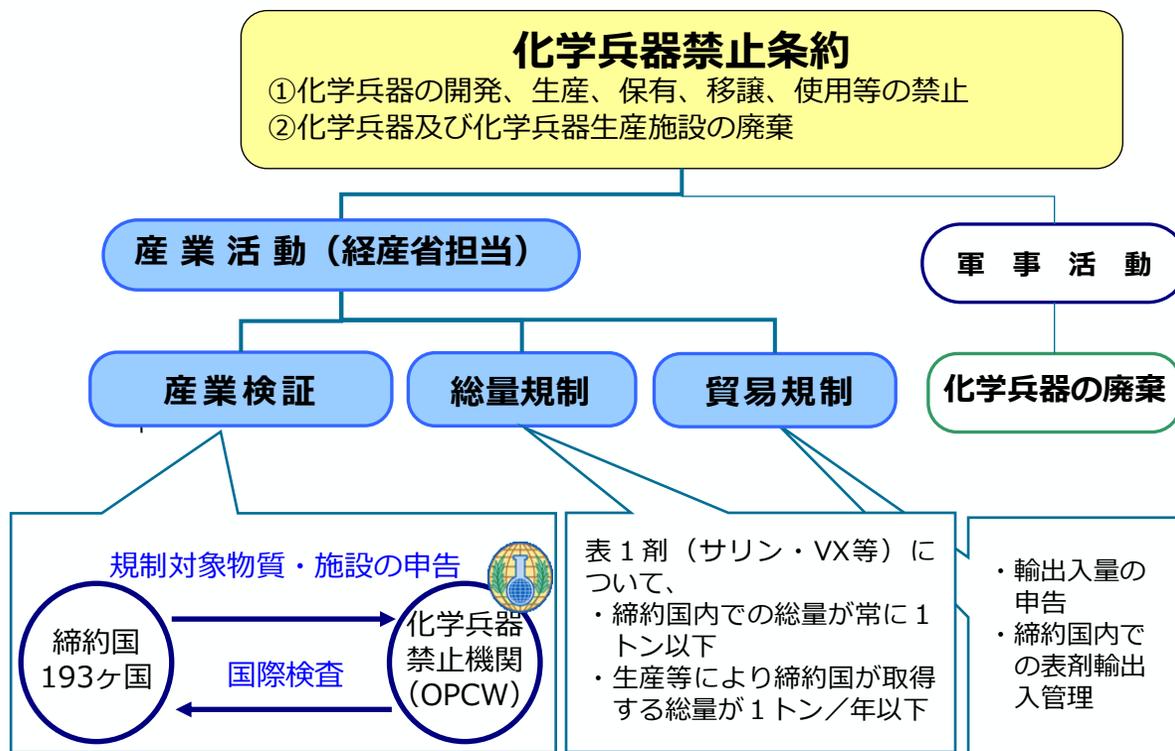
その他

- **特定物質の立入検査**
使用等許可機関における使用・管理状況を確認。
- **警察庁からの要請対応**
要人来日時などに、経済産業省から化学兵器の原料となり得る化学物質を扱っている事業所に対して、保管及び管理の徹底を要請（2025年は大阪・関西万博対応）。

【参考 1】 化学兵器禁止制度の概況

- 「化学兵器禁止条約」及びその国内実施法である「化学兵器禁止法」に基づき、化学兵器の製造等を禁止するとともに、サリンやVX等の特定物質の製造等の許可を行う。
- また、化学兵器の原料となり得る指定物質等の製造等を行う事業所について、届出により設備の情報や製造等の状況を把握し、化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局に申告。

化学兵器禁止条約の構造



化学兵器禁止機関（OPCW）

- 条約に基づき1997年5月に設置。本部はオランダのハーグ市に所在。
- OPCWの体制：締約国会議、執行理事会、技術事務局（職員数約500名）
- 我が国は約560万€（約9億円）の分担金を負担（令和7年）



条約関係会合

- 締約国会議：最高意思決定機関。全締約国が参加。年1回開催。
 - 執行理事会：執行機関。各地域グループで選出した41か国で構成され、年3回開催。この下で様々な非公式協議が実施。
- ※当省関連では、産業クラスター会合（年3回）、国内当局者会合（年1回）、アジア地域国内当局者会合（年1回）に参加。

【参考2】化学兵器禁止法の概要

- 化学兵器禁止条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC: Discrete Organic Chemicals）の製造等をしきい値を超えて行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。
- 申告した事業所のうち、一定の要件を満たすものが国際機関による国際検査の対象となる。

条約上の義務

《軍事活動》

遺棄・老朽化化学兵器廃棄

《産業活動》

(1) 表1剤総量規制

(2) 産業検証制度

・対象物質生産施設等の申告

・申告に基づく国際機関による国際検査

(3) 貿易規制

・輸出入量の申告

・非締約国との表剤輸出規制

国内法令

《国内関係行政機関》

内閣府、外務省等

経済産業省

窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）

表1剤
(特定物質)

表2剤
(第1種指定物質)

表3剤
(第2種指定物質)

有機化学物質・
特定有機化学物質

・製造・使用許可
・立入検査

・製造・使用実績届出

・製造等・使用予定・実績届出

・製造予定・実績届出

・製造実績届出

・申告事業所は国際検査の対象

・輸入承認（対締約国）
（外為法第52条）

・輸出入実績届出

・輸出許可
・輸入承認（対全地域）

・輸出許可
・輸入承認（対非締約国）

・輸出許可

外国為替及び外国貿易法

窓口：安全保障貿易審査課

※対象物質の例

サリン、マスタードガス

PFIB、チオジグリコール

ホスゲン、
トリエタノールアミン

単一の構造式を有する
炭素化合物

【参考3】 CBRNEテロ対策会議

- 高市総理から関係閣僚への指示「関係大臣と協力して、CBRNEテロ対策に取り組む。」（令和7年10月21日付）を受け、従前のNBCテロ対策会議が見直され、令和8年1月23日に「CBRNEテロ対策会議」を発足。
- 化学テロの観点から、同会議の構成員の一人として、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が参画。

*CBRNE（シーバーン）：化学（Chemical）・生物（Biological）・放射性物質（Radiological）・核（Nuclear）・爆発物（Explosive）

会議概要

趣旨	CBRNEを用いたテロは、個人の生命・身体はもとより、社会・国家に極めて甚大な被害を及ぼすおそれがあり、平時からの備えに万全を期すことが必要である。かかる観点から、我が国のCBRNEテロ対策の強化を図ることを目的とし、政府一体となった総合的な検討を行う。
会議構成	議長：内閣危機管理監 副議長：厚生労働省医務技監・内閣感染症危機管理対策官
構成員	内閣感染症危機管理統括庁、内閣情報調査室、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、警察庁、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級
事務局	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

今後の取組事項

1. 医療との連携等について、専門的知見を活用する枠組みを構築すること
2. 初動措置に関する訓練を行い、必要な装備資器材の充実を図ること
3. 被害者の治療に必要となる医薬品等の備蓄を進めるとともに、これらの性質に応じた搬送方法を具体化すること
4. 事案発生時に、国が速やかに責任をもって対処に当たる制度の検討を進めること
5. CBRNEテロに用いる可能性がある技術・研究開発の動向を把握し、各機関の専門部隊の対処能力の向上に努めること

首相官邸ホームページより
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20260123choukan_cbrne.html

